

第三回 參議院內閣・通信連合委員會會議錄第二号

昭和二十三年十一月二十五日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○郵政省設置法案(内閣送付)

午前十四時四十一分開會

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員會と通信委員會の連合會を開會いたします。速記をちよつと止めて……。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) それでは速記を始めて下さい。

○千葉信君 それでは大臣に御質問申上げます。

第一点は、電氣通信省、郵政省というふうに二つに分離された後におきましても、これは当然独立採算制によるものと考えられるのでございますが、從來の状態を見ますと、電氣通信省の方に、特に電話の場合には相当収益も多いのでありますが、分離された後に郵政省の方には、どうしても從來の模様から見ますと、相当収入の点に不安の点があるのではないかと、私共こういふふうに考えておるのでございますが、そういう場合に分離された郵政省の方で、そういう収益の少ない立場から独立採算制に相当困難な事情が生じて来るのではないかと、その場合に、若しそういう困難な状態が、従業員に対する福利厚生施設の上に影響があるようになりまして、これは相当従業員としても苦しい立場に置かれることと思いますが、現在通信部内において特に郵政関係に分離されて

行く方の従業員の側から、この点に關して相当不安な氣持を持つてゐるというこの立場から、分離を喜ばないという傾向が非常に強く出て來ておる。それから又もう一つは、こういう収益の少いということによつて、他の部門よりも大きく行政整理をするというようないふことが考えられて來るのではないかと、この点が私共相當憂慮されるわけでありまして、こういう場合に、どういふ具體策を現在お持ちになつておられるか、一番私共心配いたしますことは、郵政省だけに限つて、こういう収益の少いというために料金の値上等というものが取上げられるということになれば、これ又從來と同じように、従業員の待遇改善云々に料金の値上ということが結び付けられたりして、非常に好ましくない傾向が生じて來るのではないかと、こういうふうに考えるのでございますが、この点に關して御答弁をお願いしたいと思います。

それから第二点は、復興の五ヶ年計画におきましても、今度の法案の根本的な考えとなつておりますところの通信事業の拡充発達という眼目でございまして、特に電氣通信の場合におきまして、この膨大な計画に應ずるような國內の供給態勢が見透しが付いておるかどうか、例えば電線或いはその他の通信機具等におきましても、國內の生産で賄ひ得るかどうか、その他の多くの資材においても、國內の供給が可能であるかどうか、この点を私がお尋ねいたします理由は、実は現在多くの國

民の中に、先の通信省の設置法案の場合にありましても同様でございまして、電氣通信事業と郵政との分離というか、何か將來においてこの電氣通信だけを特に分離して、民間企業の方にまで發展させるという根本的な考えが潜んでおるのではないかと、その考えの底にありましますものは、例えば運輸省における場合と同じように、國家の動脈であり、或いは神経であるところの電氣通信事業というものが、大きく通信事業の中から分離されて、そうしてこれが將來若し民間の企業というふうに移轉して行くということになれば、このことに対しては相當慎重に考へなければならぬ。若し國內におけるこの通信事業の拡充發展に對應するだけの供給力が見込まれないとすれば、どうしてもこれは大きく外資を導入する、外國の資材を持つて來るというふうなことに結び付かなければならぬ。そういう場合に、その多額な通信事業に對する外國資本の投資ということが、結局は經濟支配というふうな形に發展して行くのではないかと、こういう危惧の念が國民の間に相當廣く流布されてゐるということでもございまして、この点について一体今度の分離ということに、只今申上げたような將來に對する見透しがどういふふうになつておるか、この点について、できれば大臣の明確な見透しと御意見を、この際承つて置きたい。そのことが國民のこころの問題に對する見透しをはつきりさせるゆゑではないか、かよ

うに存する次第でございまして。

それから第三点は、運輸省の場合には、今度は大體公共企業體としての形に移されることになつておるようでございますが、この國鉄の従業員と全く同じ職種の内容にあるところの通信従業員だけは、今度には郵政省、或いは電氣通信省という形において、従業員全体が國家公務員法では、今度の改正案におきましても一般職員として取扱われることになつておるようでございますが、職種の点から考へて明らかに現業員である。そうしてその現業員の職種内容というものは、例えばマッカーサー書簡に考へられておるところの國家の行政部門を担当する職員とは、明らかに違つたところの仕事を担当しておるところの従業員であるに拘わらず、この現業員に對して特別職というものが全然考へられておらない。これは國家公務員法に對する改正をする委員會の問題ではございまして、一應通信大臣として、こういう取扱ひをすることにいつてどうお考へになつておられるか。私の所信から言へば、これは當然國家公務員法においても特別職として考慮せられるのが至当ではないか。若し私のその考へが正しいとすれば、これを一般職に持つて來ておるといふことは、明らかに基本的權利に對する侵害であり、労働運動に對する彈圧という傾向が非常に強く考へられるのではないかと。この点について大臣の御答弁を承りたい。

それからもう一つは、今度のこの二省設置の問題に關連いたしましたして、特定局をどういふふうにするか。昨日のお話によりますと、特定局の問題に關しましては、單にこれは郵便局として、電氣通信の部門は委託經營させる、こういうお話でございまして、実はこの特定局制度に關しましては、御承知のように従業員全体の意見として、特定局制度を撤廃して欲しいという問題が提起せられておりました。この問題に關しては、もう兩三年來大きな労働問題として、いろ／＼と問題になつて來たところでもございまして、この特定局制度に關しましては、大きく日本民主化の一翼という形において、最近においてはもう欲んど實質的な問題というものは解消せられて來ておる。残つておるのは特定局長の自由任用制度によつて任用するということで、この点だけが残つておるというだけで、それから特定局という、考へようによつては好ましくない名称が、そのままになつておるという点だけのようには私は考へておるのでございまして、この兩省の設置を機會として、特定局という名稱を變更される御計画があるかどうか。

それからもう一つは、依然としてどちらかの省において管轄になる場合におきましても、多分私は郵政省の方でこれを管理するのだらうと思ひますが、その場合に依然として自由任用制度という形を持つて行くつもりか。それからもう一つは、特定局長の勤務時間というものが、どういふふうに取り扱われるのか。私はこの問題を申上げるの

は、できればこの機構改革の好機を捉えて、できるだけ従来の大きな紛議の因になつておりました、いわゆる特定局というものを、この際つきりした形にして、この点からも紛争はこの際一挙に解決して頂きたい。かように存じてこの問題をお尋ねする次第でございます。

それからもう一つ最後に、私希望を申上げる点でございますが、どうもいへば、この前の例えは放法案の審議の場合にもございましたが、昨日の連合委員会におきまして、いろいろな政府委員の答弁の中には、日本政府の責任において答弁をすべき筋合と思われようなもの、何か日本政府の責任でないような答弁が非常に多い。例えば具体的に申上げると、関係の筋と種々折衝したかどうか、こういう答弁の仕方は私共としてはどうも不審に堪えない。一應はやはり日本政府の責任の立場において私共としては御答弁を伺いたい。このことを私は希望いたしました。そして私の質問に対して大臣の御答弁をお願いする次第でございます。

○國務大臣(降旗徳彌君) お答えいたします。郵便事業と電信電話事業、これを見ると、郵便事業に赤字を生ずる傾向が顯著であつて、若し郵政省、電氣通信省の二省に分けた場合には、その郵政省の前途をどうするか。こういうことにつきましては、私共と雖もその点について深い注意を拂わなければならぬ。かように思つております。併しながらこの通信事業というものは、申上げるまでもなく、損得の問題よりも、むしろ國民のために、公共のために如何に奉仕するかということ

を考へなければならぬ問題であります。以上、郵政省の特別会計の赤字が出て来るということも、そういう意味において一應考慮されなければならぬと、かように思つております。従つて無制限に赤字が出るということは、これは困つたことでありまして、成るべくなら赤字を少くし、更によりよき立場から申しますと、收支のバランスが合うというようにして行くことは、これは当然のことでありまして、極力その好ましき状態に行くように努力することは政府として当然なことと思つてゐるのであります。そこでこの赤字の出る傾向のある郵政省は、従つて行政整理という問題について、強い風当たりを受けるのではないかと。従業者はそういう意味において、二省に分割されるということを非常に憂慮してゐるという、こういうお話であります。御存じの通り電氣通信事業の特徴は、設備機械というものに大きな重点があるのであります。この郵便の方は人的構成に非常に重味があります。先般も申上げましたように、先進欧米諸國におきましては、電話四十六個に対して従業者一人、然るに日本は電話五、六個に対して従業者一人、この比率を變えるだけでも、相当の冗員を生ずるのであります。郵政関係はそれ程大きな隔たりが私はないと、かように思つてゐるのであります。直ちに行政整理の強い風が当るものであるということには言えないと私は思ひます。が併しながら、今日行政整理の問題は、ひとり郵政省、電氣通信省のみでなくて、國家の行政に対する強い天下の世論でありますから、この点は私共は当然考慮しなければならぬのであります。が、申

上げるまでもなく、従業者と雖もこの職を誠実に執行し、それによつて生活を立ててゐるという者であるならば、その点を私共も温い心を以て考へてやらなければならぬと思ひます。眞面目によく働く状態にある以上は、これは私共が無暗にこの問題を処理することができないのであります。行政整理の問題は、その点からも私共が御懸念に副うようなことはないかと、かように思つております。

必要があつたかも知れませんが、今日では段々そういう國と國とが軍備を固くして競ひ合うということよりも、もつと大きく我々は世界の人類として、世界人として、世界の平和の立場から考へねばならぬ大きな問題が起つて來ておるようにも考へます。従つて殊に通信事業などと申しますものは、先般も申上げましたように、我が國が終戦後未だいづれの國際條約にも加わらないときに、ともかくにも通信に關係のあります郵便、電氣通信というものは、國際の一員としてその加盟を得るようになったという点から申しまして、單にこの問題を國內的にのみ見ることはできないのであります。

更に、二省に分割して更に事業の發展向上を図るといふ政府の説明であるけれども、一資材が間に合うか、こういうお話であります。お手許に配付してあります五ヶ年計画について御覽下さい。でも、大体電氣通信では機器資材は間に合う目途であります。ただ鋼材、セメント等は只今のところ心許ないのであります。この点は折角經濟安定本部などと折衝してゐるのであります。実は先般電話の機械及び電線製造業者から私に陳情がありまして、現在工場製造能力は十分に整つてゐる、而も通信省の方の注文が途切れそうであるから何とか考へて貰えないかと、こういうような話もあつたくらいであります。若し眞にこの通信事業の向上發達ということに上下一致するならば、その資材の不足という隘路は完全に突破できるかと、かように思つております。更に電氣通信省に分けたゆゑは、將來電氣通信を民間企業にする底意を含むものでないか、こういう御質問があつたのであります。が、この民間企業に電氣通信事業を移すという意見なり、話なりは、お説の通りに今日しばしば聞くことであります。併しながら今日政府におきまして

は、そういうことを考へて、郵政省及び電氣通信省の二省に分離したわけでないものであります。直接の原因になりましては、御存じの通りのマツカーサー元帥の書簡によつてこのことが發端され、今日我が國の通信事業の現状から申しまして、戦災の痛手を復旧し、更に世界水準までに日本の通信事業を推進して行く、押し上げて行くというためには、この際しつかりした土台の上に通信事業を据えた方がよくはないか、こういう意味から、いろいろ検討いたしました結果、二省に分離することになったのであります。が、併しながらこの電氣通信事業を、民間企業にしたかどうかという意見につきましては、傾聴すべき点も少くないのであります。私共はこの問題については常に研究を怠らないつもりであります。苟くも國民利福の立場から申しまして、いづれが是であり、いづれが非であるかという見透しの付きましたときには、そのとき改めてこの問題を取上げて見たいと思つてゐます。そこで民間企業になつた場合に、外國資本の投資の目標となつて、日本の自主性というものが侵されることとがあらはれないか、こういう御懸念につきましては、私はかように思つております。世界第一次大戰後までの状況を申しますと、戦争のやり方は軍の行軍力が大体一日馬の走る範圍程度でありましたけれども、第二次世界大戰になりましたと、御存じの通りに飛行機の發達、原子爆弾の發明というようなことに直面いたしました。大きな變化を受けたのであります。従つて昔は自分の國の軍備を固くいたしまして、お互いの國が相對峙するといふような

必要があつたかも知れませんが、今日では段々そういう國と國とが軍備を固くして競ひ合うということよりも、もつと大きく我々は世界の人類として、世界人として、世界の平和の立場から考へねばならぬ大きな問題が起つて來ておるようにも考へます。従つて殊に通信事業などと申しますものは、先般も申上げましたように、我が國が終戦後未だいづれの國際條約にも加わらないときに、ともかくにも通信に關係のあります郵便、電氣通信というものは、國際の一員としてその加盟を得るようになったという点から申しまして、單にこの問題を國內的にのみ見ることはできないのであります。

次に、公共企業体との二省の分離についてのお話があつたのであります。が、これは成る程おつしやる通りの点であります。併しながら何が故に通信省だけが運輸通信省と違つて、公共企業体にならなかつたかと申しますと、これ又申上げるまでもなく、マツカーサー元帥の書簡によつて示唆されておる点が甚だ強いのであります。この点は御了承願つて置きたいと思ひます。併しながら凡そ公共企業体と、この二省の違いはあります。その事業に働く従業員の待遇に甚だしい違いがあるということは、恐らくマツカーサー元帥の書簡も意味しておらないと思ひます。私共は曾て國鉄全通と相携へまして、日本の政府の大きな事業を運行して参りました従業員が、今更別々の待遇を受けるようにならうなどとは思つておりません。成る程條文の上から申しますと、端的に申しますならば、公共企業体におきましては、

必要があつたかも知れませんが、今日では段々そういう國と國とが軍備を固くして競ひ合うということよりも、もつと大きく我々は世界の人類として、世界人として、世界の平和の立場から考へねばならぬ大きな問題が起つて來ておるようにも考へます。従つて殊に通信事業などと申しますものは、先般も申上げましたように、我が國が終戦後未だいづれの國際條約にも加わらないときに、ともかくにも通信に關係のあります郵便、電氣通信というものは、國際の一員としてその加盟を得るようになったという点から申しまして、單にこの問題を國內的にのみ見ることはできないのであります。

次に、特定局の問題について御質問があつたのであります。これを特定局の制度を撤廃してしまつてやることとがよいはないか、こういうお話であります。御存じの通り、特定局の歴史は古いのであります。そうしてこの特定局の局長になられた方は、各地方における名望家の人がなつておられたのであります。明治、大正、昭和と三代を貫いて、日本の國の勢いというものが発展を遂げた、その蔭にはやは

上下一致、お互いが協力し、助け合う
ということではなければならぬのであり
まして、この実一度拳がらば、私
は御懸念のような、その筋を濫用する
ようなことはなくなると、かように思
つております。以上を以て簡單であり
ますが、お答えといたします。

○千葉信君 只今の御答弁で概ね了承
いたしました。問題の本質について
立場の違い、考え方の違いで、これ以
上ここで私から御質問申上げても無駄
なことと思いますので、ただ二つだけ
重ねて御答弁願いたいと思います。そ
れは第四番目に申上げました特定局の
関係でございますが、特定局長の勤務
時間というものを、今後どういうふう
にやつて行かれる御方針であるか、こ
のことについて具体的に御答弁を願ひ
たいということ、もう一つは、名称
をやはり特定局というふうに呼称して
行くつもりか、この点について御答弁
を承りたい、かように存じます。

○國務大臣(陸旗徳彌君) 特定局の名
称は、今のところ直ちに廃するといふ
ことは考えておりません。併し順次普
通局と同じような状態に持ち運び行く
ような努力は、今日熱心に行っている
のでありまして、すでに局長の勤務時
間は一般の官吏と同様にして参つて
いるような次第であります。この点を
御了承願つて置きたいと思ひます。

○新谷實三郎君 昨日大臣のおられま
せん間に一、二質問したのですが、今
日は大臣お見えですから、大きな問
題につきまして二、三お尋ねをいたし
たいと思ひます。

行政の能率を挙げますためには、申
すまでもなく、成るべく行政組織を簡
素化したしまして、この組織の中にあ

る人も、又それに関連する國民の側からいたしまして、できるだけその行政組織を利用し易くするというのが原則であらうかと思ふのであります。その点から見ますと、只今御提案になつております郵政省、電氣通信省、両省の設置法案とも特殊性があつて、それの考慮をしておられると思ふのであります。非常に組織が複雑化してゐるという点を看取させられるのであります。これを第二國會に、前内閣から提案されました通信省設置法案と比較いたしますと、非常にその機構が著しく龐大なものになつておるのであります。例を挙げますと、局の数が非常に殖えておる。又電氣通信省におきまして、次官の下に総務長官制を布いておられる。その他各局に部制を布いておられる。又郵政省方面におきましても、経理局、人事局等に次長制を布いておられる。こういう点が著しいものであると思ふのであります。それが必要があつて、どうしてもこの組織でないと仕事の運用がうまく行かなないといふことでありますれば、これは了承すべきであると思ふのであります。が、例えば営繕の關係を見ましても、現在には通信省に営繕部というものがあつて、これは郵政方面も、電氣通信のの両省の設置法によりますと、郵政省には新しく建築局というものを、電氣通信省には新しく電氣通信省におきましては、後人事委員会等の活動と相俟つて行動するものでありますから、相当忙しくなると思ひますけれども、現在の勞務

局で両省の人事の仕事をやつておられるのに、両方に人事局を置いて、更に郵政省におきましては次長を置かなければならぬというような案を出しておられます。又経理局におきましても、現在総務局におきまして経理関係の仕事一切、その他省全体の総合調整事務をやつておられます一局を変えまして、郵政省にも、電気通信省にも、それぞれ経理局を置かれて、而も郵政省においては、それに次長を置かなければならぬというような法律案を出しておられるのであります、私共常識として考えまして、成る程これから段々復興の方で忙しくなり、又仕事も煩雜化して行くといふことも察せられるのであります、如何に鼻眞目に見ましても、これは果して行政簡素化といふ趣旨に十分則つて、どこまで政府が誠意を持つてやつておりますか、その点を疑わざるを得ない。こういうふうな考えを私は持つのであります、この点に關しまして大臣の考えをお伺いしたいのであります。而もこれらの機構が膨大になりますに付きまして、昨日御答弁がありました、大して予算も要らないのだといふお話でありましたが、これだけ殖えますと、既定の予算の範囲内では、これは賄われぬことは明瞭であらうと思ふのであります。どこかで予算を削つて來なければならぬといふことになると思ふのであります、それは現在取つておられます予算の範囲内で以つて確かに賄われぬものであります、どうか。この機構が遅れますために、特別の予算を要求しなければならぬという、そういう事態にならないで済むかどうかということにつきまして、大臣の責任ある御答弁を伺いたいのであります。

それから次には、昨日もちよつと申上げたのでありますが、この行政組織法の原則から考えまして、総務長官制とか、理事制とかいうようなものは、これは特例でありますから、恐らく行政組織法の二十一條の規定によりまして、特に設けたいという御趣旨であらうと思つておりますが、併し本省内部部局における部長制の問題は、これは二十一條の規定の精神を少し考え違ひをしておられるのじやないか、こういう氣がするものであります。部長制を本省内部部局において取りましますと、特例になつておるのであります。それを電氣通信省方面におきましては部制を取り、而もその部は幾つ置か分らない、又どんな部を置いて、どんな仕事をさせるか分らない、こういうような内容であります、これは行政組織法の建前から言いますと、当然如何なる部をどの局に置いて、どういふ仕事をさせるかという事を明瞭にせられるのが行政組織法の原則から言つて当然であらうと思つております。この点につきましても、大臣の御意見を伺いたいと思つております。

それから第三には、千葉君からの御質問もあつて、多少関連いたしますが、御説明によりまして、郵政と電氣通信とを特別会計を作るといふことであります、これは同事業の特殊性から見まして、当然のことでありましよう。併し我々心配いたしますのは、電氣通信はともかくといまして、郵政方面の特別会計が果して今後独立採算制を堅持して健全に運用できるかどうか、これは非常に疑問に思ふところなのであります。これに對し

まして、大臣は將來に對してどういふ方針をお持ちでありますしやうか、この点もお伺ひしたいのであります。尙會計制度につきましては、今度出ました國有鐵道法案によりまして、依然として公共企業体ではありますけれども、官廳會計制度を取つておられるのであります。日本銀行の、つまり政府資金しか使えない、一般の市中銀行の借入金もできない、又その會計の運用の方法も、一般の官廳會計の制度によつて運用して行くといふようなことになつておるのであります、これではこういう企業体である鐵道にいたしましては、通信にいたしましては、事業体らしき活動が非常に阻害されるのじやないか。申すまでもありませんが、今日の事業を見ましても、又他の一般官廳におきましても、行政の能率を一番阻害してゐるのは、この會計制度であらうと思つております。もとより官廳で使います費用は、國民から取り立てた税金を元にいたしておりますので、その使用につきましては、嚴重に監査をする必要があり、注意をしなければならぬことは勿論でありますけれども、こういう事業体におきましても、一般の監督官廳と違つた仕事をしなければならぬのであります。毎日毎日動いてゐる活きた仕事をして行くわけでありましますから、一般の官廳會計制度では、どうしても事業が活潑に動かないといふ点が多々あるのであります、これは今日まで殆んど通説になつてゐると思つておりますが、その特別會計制度を同事業について今後お立てになる場合に、果して官廳會計制度を今後は踏襲しないで、新しい事業体らしい會計制度を樹立される御意向

があるかどうか、非常にこれは重大な問題であらうと思つておりますが、大臣の方針を伺ひたいのであります。次には、人事に関する問題であります。千葉君からも多少この点にお触れになりましたが、重複する点を避けて申し上げますが、こういう事業体におきましては、たとえ一般職でありましても、事業を動かすに最も適当な人が適当な場所に選任せられなければならぬのであります。従いまして一般の監督官廳と違つて、單なる形式的な試験とかいふような任用制度ではないかと思つてゐるものであります、やはり事業体らしい特別の任用昇任制度が考案せられ、又給與に關しまして特別の考慮が拂われて然るべきだらうと思つてあります。これは公務員法の施行と關係があるものであります、こういうふううに兩省に分けて、郵政は郵政、電氣通信は電氣通信、それ、特殊の事業体として、今後活潑な活動をしようという御意圖から行きますと、当然人事問題につきましても特別の考慮を拂わなければならぬと考へるのであります、この点につきまして大臣はどういうふうなお考えでおられますか、伺ひたいのであります。

それから最後に、特定局の問題につきまして、私は別な角度からお尋ねしたいのであります。それは大臣がお話になりましたように、現在特定局の制度は、悪い点もあつたのであります、その点は漸次に改善せられて、今日のところ、いわゆる特定局制度といふものは、内容は從來の特定局制度とは非常に變つたものになつて來ておりまして、従業員の職務のごときは非常に改善せられた事實は認められるので

あります。假りに現在の特定局制度を存置して行くといひますと、問題として残るのは、特定局長の問題であらうかと思つてあります。特定局長は、中には從來殆んど局には勤務しない、非常に従業員から指揮を受けたような例も多いのでありますけれども、最近通信省の命令によつて、勤務時間も一般職員並となつて参りました、相當熱心に勤務しておられるようであります。殊に貯金とか、保險とかの貯蓄増強の面におきましては、この特定局長の存在は、通信局としては非常に重要なものであります、殆んど通信省の貯蓄増強の大半の仕事を、この特定局長がやつておると言つても過言ではないと思つてあります。而も特定局長は相當長い間同じ場所勤務をしておられます。ところがこれも一般職になるということでありまします、一般職になるといひますれば、例の職階制の關係からいひまして、相當に給與の幅も制限せられるといふことになるのではないかと思つてあります。三十年、四十年も勤務をして、相當にその局の成績を擧げて來たという人たちが、やはり職階制の一般の基準に縛られて、どうしても或る程度以上には昇進ができないといふような事態では、非常に特定局長の事業に対する熱意を失はしめるということになりはせんかといふことを私は心配するのであります。こういう特殊の地位にあるものでありますから、給與なんかに関しましては、特にこれは別の基準を設けられて然るべきだらうと思つてあります。この点につきまして今後的人事院等との折衝もありましようが、大臣としては、その点につきまし

て只今どういふ御見解でおられますか、伺ひたいのであります。中には、そういう有能な特定局長があれば、或いは電氣通信或いは郵政の管理局の課長や部長にしたいいいじやないかと、いろいろな議論をする方もあるようでありましますけれども、それは事實不可能なことを強いるものであります。田舎におつてこそ特定局長は、その村において十分な働きはできますけれども、それを管理局なんかの部長や課長にいたしまして、果してそれが十分に働けるかどうか、これは非常に疑問であるのみならず、そういうことを強いるといひますと、恐らくその局長は局長を辭任するだらうと思ひます。そういう形式論ではなくて、やはり事實に即したような措置をなされまして、そして特定局長の事業に關する熱意をますます向上させて、事業のために働かせるというのが筋合であらうと私は考へるのであります、この点特に大臣の御考慮を願ひ、そして大臣のこの点に關する御見解をお伺ひしたいと思つてあります。なお一、二ございまして、大臣から御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(降旗徳彌君) お答えいたします。今度二省の設置法案を見ると、局が殖え、部が殖えている、この点はいい傾向でない、こういう御質問であります。更に電氣通信省に至つては、部名を明示せずして、政令によつて部を設けることができる、こういうお話であります。併し私共は、今日官僚制度の弱點と申しまするか、悪弊と申しまするか、その点を強く反省される時期におるのであります、そういう

次に、そのように局、部を厩大せしめると、予算が増大して今よりもつと金の要るような組織になるのではないかというお話でありますが、これは前回も申上げましたように、前内閣におきまして、二省設置の根本原則にいたしましては、人員を殖さない、従つて予算も厩大せしめないという建前におけることは御了承の通りであります、これによつて野放図もなく予算を膨張せしめるということは考えてお

次に、独立採算制の問題で、今後の郵政省の将来について、その弱点を御指摘になつたのであります。これは申上げるまでもなく重大な問題でありまして、相成るべくならば、独立採算の取れるようにすることが本筋であり、常道であります。ただ最近インフレの傾向が濃化いたしましたこの二、三年におきましては、通信、通信会計が赤字を出して來ておる。併し國家の財政、經濟が安定しておりまして、

には独立採算制が取れた。こういう事情から考へて参りますと、苟くも郵政省と雖も、日本の國力が回復し、日本の經濟、産業が安定するときには、独立採算制の取れんにいたしまして、決して無理な負担を國民に負わせるような結果になるとは思つておりません。ただ今日は非常に經濟の事情が變動いたしましたして、殊に資金ベースの問題がとき／＼變更を余儀なくされるというような状態に至りましたは、そ

ついでお話がありました。國家公務員法の附則の第十三條には、「一般職に属する職員に關し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事委員會議決を以て、これを規定することができる。」かように書いてあるのであります。まして、御趣意の點に關つて成るべく努力いたしたいと思つております。

更に、特定局の今後の問題或いは特定局長の待遇の問題について御質疑が

ありました。御存じのごとくに、特定局の請負制度の性格というものは、全く拂拭されました、普通局と選ぶところないところまで参つたのであります。併しながら特定局長の待遇の問題については、御指摘になつた通り、随分不合理なところが多いのであります。この点につきましては、私共ではできるだけ特定局長の位置、今までの御努力というものを空しくしないように、これに報いる途を発見して行き

私は何も徒らに必要であるのに、機構を小さくしろということ言つておるのではないのであります。それでこういうふう^にに各局を分け、各部を分けられるということとは、結局はそれ／＼の局部におきまして、或る特殊の仕事に対する責任を持たせまして、そうしてその責任の範圍内におきましては、その人が一切の事務を処理して行くというような方式を取られるものではないかと思ふのです。從來官廳におきまし

ては、ともすれば一体誰が責任者であるか分らないような場合が多いのでありまして、若しこれを今までのような意識で以て運用せられますと、それこそ一つの書類でもどこに行つたか分らない、誰が責任者か分らないような事態が派山起つて來ると思うのであります。この機構も成るべく簡素化したしまして、而もこの責任性をはつきりして置くというところに、初めて意味が見出されることと思うのであります。

その意味におきましては、私は余りに段階を多くいたしますと、その責任の帰趨が明瞭でないということを心配をして申上げておるのであります。その点から言いますと、先程具体的に指摘いたしましたような点につきましては、私は大臣とは多少意見を異にいたしたように思っておりますが、これは意見に属しますから、ここでは再び申上げませんが、大臣には特に今申上げましたように、各局部等の責任を明瞭にいたしまし

それから細かい問題でありますけれども、もう二つだけお聴きしたいのであります。それは一つは、電気通信省におきまして、郵政省と同じような監察機関を何故置かれなかつたかということでありまして、郵政省におきましては、監察機構を特に強化せられて犯罪の防止に当られる、これは非常に結構であ

と思ひます。併し電氣通信省におき
 まして、その必要はないということ
 ないのでありまして、今日電話の架
 設にいたしまして、いろいろの噂が
 流布されておる、又そういう事実も
 相當あつたように聞いておるのであ
 ります。かういふ部内の犯罪といふ
 のに對しましては、一般の司法警察
 官よりも、やはり部内で以て一應自
 治監察をやしまして、その部内で以
 て犯罪の防止をやつて行くことが必
 要であらうか

れば、なる程、やはりそういつた傾向がより必要になつて來ると思うのであります。が、業務監察、つまり仕事がかうまく動くようにという監察方面は、その各局部で以てやることは、それは可能でありましょうが、そういう犯罪に關する監察機關というものを何故電氣通信省にはお置きにならなかつたか、その点をお伺いしたい。

もう一つは、郵政省の關係におきま

して、電氣通信省の電氣通信審議会は非常に権限が明らかになつておりまして、これは大臣の諮問機関であるところから、郵政審議会につきましては、それに関する規定が何にもありません。これは大臣に対する大臣の諮問機関であるか、決議機関であるか、その性格が全然分らないのであります。やはり電氣通信省と同じように、郵政審議会も大臣の諮問機関であつて、大臣に対して場合によつては建議もなし得る、まあ重要問題は、この郵政審議会にかけて國民の方々の意思をよく反映させるようにしたい、こういう御趣旨であらうと思つてありますが、それならば、それに應じたような規定を置くのが当然だと思つておりますが、その点大臣は如何お考えでございましょうか、伺いたい。

○國務大臣(降旗徳彌君) 只今御質問によりまして、責任制をはつきりするといふことを御指摘になりました。実はこの二省分離の問題につきましては、如何にして責任制を確立するか、如何にして統制力を徹底せしむるかといふことについて、いろいろの考慮工夫をした点を一應御了承願つて置きたいと思ひます。尙御指摘になりました点は、私共大いに反省する必要がある点も多いのでありますから、その点は十分に考慮いたしたいと思ひます。次に、郵政省には監察部を設けてあるけれども、電氣通信省にはそれが無いが、どういふわけか、こういうお話であります。郵政省に監察部を新設いたしましたゆえんのもの、どういふ必要によつたかと申しますと、先程も申述べましたように、郵政関係は人

的構成が非常に重いのでありまして、電氣通信省の関係は、これは機械力による点が非常に重いのであります。そこでこの人的構成に重点のありまする郵政事業におきましては、最近におきまして、終戦後殊に世上の乱雑になりました状態に比例いたしまして、いろいろ不都合なことが生ずるようになったことは御存じの通りであります。そこで本年二月より官房監察部並びに通信局の監察部を強化いたしまして、これらの犯罪の早期発見に努力し、或いはこれらの取締りに任じて來たのであります。けれども、何分にも警察側におきまして、他の犯罪事件が殖えて参りまして、この通信関係に対する手当が誠に手薄になつて來たのであります。そこでこのような状態にして置いたのでは、國民の信頼する、國民に信頼されねばならぬ通信事業が、その根幹において崩壊するやうなことがあつては大変であるといふ意味において、特に監察局といふものを新しく設ける必要に迫られたのであります。そこでこの監察局がその警察権を行う範圍を申しますと、これは郵政省所管の業務運営を阻害する犯罪に限られておるのであります。この監察局が、成る程先般申上げましたように司法警察権を持つておるとは申しませんが、それは決して犯人を逮捕する行爲を含んでおるものではないとせん。若し犯人を逮捕する必要がある場合には、裁判官に対し、逮捕状を請求し、これを警察職員に渡して被疑者を逮捕させる。そうして被疑者を逮捕した警察職員は、これを郵政監察官に引渡す、こ

ういふ方法を取つておるのであります。そこで、然らば電氣通信省にそのいふのがなければ、電氣通信省はこれを放つて置くのか、こう申しますと、決してそうでないものであります。電氣通信省では長官官房にこの監察部を置きまして、犯罪の防止に當つておるのであります。現在監察部の第二課が全部これに當つております。ただ呉れども申上げますが、郵政業務は非常に多くの人、取扱う人間の要素に重点があり、電氣通信は機械といふものに重点のある相違から、特に郵政省に監察部を設けて、電氣通信省の中には特別な監察局を設けずして、今申上げましたように、監察部の第二課をして、全面的にこれに當らしめておるといふ事情であります。これを御了承願つて置きたいと思ひます。

更に、郵政審議会も大臣の諮問機関であり、又建議もできることにすること、電氣通信省の場合と同じであるが、法律には、この審議会の目的だけを書けばよいとの趣意で、政令で明確にする方針であります。以上申上げましてお答えいたします。

○中川幸平君 只今の新谷委員の御質問によつて盡きておるのであります。が、重ねてお尋ねいたしたいと思ひます。

行政機関の設置に當りましては、とかく必要以上の部局を設置される嫌ひがあるものであります。例えば独立した一省を設けられる際に、局が四つや五つでは恰好が取れないといふこと、七つ八つの局を特に拵えられ、或いは一局に課が二つや三つではどうもいかんから、五つ六つの課を強いて拵えらうといたす嫌ひがあるように私共考へておるのであります。申上げるまでもなく、年々國費が膨脹いたしまして、

て、今や國民の負担が限界点を通り越しておるのであります。國家行政組織法の施行に伴う各省の設置法案を拵えられるに當りましては、どうしても行政の簡素化を目途として進まなければならぬ、これにつきましては、私共は行政管理廳の機能を十分に發揮して、各省に重大なる警告を發して、これらの点を十分に取入れて進んで貰わなければならぬといふ考へを持つておるのであります。通信省の二省分離といふことにつきましては、昨日の大臣の提案理由の御説明によつて了解いたしました。併しその機構を拜見いたしますと、先程新谷委員から申されたごとく、この局にいたしまして、何かもう少し考へて貰ふ点がありはせんかといふことを私も考へるのであります。又御承知のごとく國家行政組織法を審議するに當りまして、各省に行政簡素化を叫ぶ今日、この部といふものを一切認めないといふことにいたしましたのであります。但し通信省や運輸省のごとき現業廳には、止むを得ない場合にのみ部を認めてもよからうといふことで、特例を布いたのであります。然るところ、この郵政省には、八局共に三部なり、四部なりの機構に拜見いたしておるのであります。この國家行政組織法を決議しました精神に悖るやうに考へられるのであります。又各省には総務長官を一切置かないといふことも國家行政組織法で決めてあるものであります。電氣通信省には特に総務長官を置かれてあるといふことは、國家行政組織法に悖ることになりはせんかといふことをお尋ねしたいのであります。これこれ總合いたしまして、この案は行政管理廳と十分に御相談がで

きて提案されておるものであるかといふことを伺ひする次第であります。尙御承知のごとく、地方の出先機關を徹底的に整理しようといふことは、國民の輿論であります。かような現業廳の出先機關を申すわけではありませんが、この観点から見まして、この兩省の地方出先機關を今一つ創意工夫をして、少くするようにお考へを願ひたいといふことを申上げるのであります。これらに対して大臣のお考へをお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(降旗徳彌君) お答えいたします。只今御説のごとくに、総務長官、局長、部長、これらの図解を見ますと、いろいろの御質疑があることは当然だと思ひます。併しながらこの法案提出に至りました経過におきまして、これは通信省自身が、自分独りよがりによつてお説のごとく行政管理廳とも十分な連繫、打合せをしたことは申すまでもないのであります。この点をどうにか御了承願つて置きたいと思ひます。更に今日出先機關を整理せよといふ國民の要望があるにも拘わらず、お前の方では出先機關についてどう考へるかといふお話であります。私の率直な意見を申し上げますと、先般申上げましたように、日本の通信事業といふものは、まだ本當に國民に十分に利用され、或いは重宝がられる域に達しておりません。従つて申上げるまでもなく、お得意が非常に少ないわけなんです。店でもそうであります。お得意が殖えれば、本店の外に支店も多く設置しなければ、お得意の需要に應ずることができぬのであります。私の考へから申しますと、何とか一奮張

りいたしまして、眞に通信事業をして國民のために本當に便利な、本當に頼もしいような水準にまで引上げて行くことができるならば、これは出先機関の問題とは別に、出先機関の整理という以外に、更に考慮すべき問題があるのではないかと、かように思つております。従つて今日申しますところの出先機関の整理ということは、冗員の整理、繁文縟礼ということ、如何にしてなくすかということに原因するところの輿論であります。十分心を得ておるのでありますから、そういう非難が、たとえ出先機関のみでなくとも、本省においてもその点を大いに反省して行くことに、両省発足の立場において、心に銘じて考へて行きたい、かように思つております。

郵務局は局長で何故いけないのかという点をお伺いしたいのです。それから電氣通信省におきまして、電氣通信研究所が総務長官の下にありまして、電波廳のごとく外局になつておられないのはどういふわけか、いわゆる電氣通信の研究所は、電氣通信関係のみに限らず、電波關係の研究を戦時中のときは主にやつておつたと思うのでございます。この電氣通信研究所を外局として別にお置きになる意思はないかどうかという点を、先ずお伺いしたいと思います。

それから只今の行政簡素化の問題に逆行するような問題は、電氣通信省におきましては、昨日下午條委員からも質問がありましたが、地方電氣通信局が現在の通信局に相当するもので、その次に地方電氣通信部というものを都道府縣に置き、地方電氣通信、管理所というものを市又は郡に置くというような御説明でございましたけれども、現在通信局から直ぐ郵便局なり、通信局、電話局なりにおいて統轄されて何ら不自由のないに、この都道府縣乃至は市郡に通信部乃至は管理所をなせ置かなくちやいかんのか、そういう点が行政簡素化に悖るものだと私共は思うのであります。こういう点を御説明願いた

○國務大臣(陸奥侯爵) 只今の、現在の予算でやつて行くのかどうかというお話であります。もとよりこの二省の發足は、來年の新會計年度になりまして四月一日から發足することになつておるのであります。この点は一つ御了承願つて置きたいと思ふのであります。然らば二省の一体予算はどうなるかということにつきましては、先般

も申しましたように、私共は経費の面におきましては、決してこれを膨脹せしめないという考へております。ただ建設工事の面につきましては、これは國會の御承認によつて、そのときの立場から處理して行きたい、かように思つております。そこで電氣通信省には理事が二名であるのに、郵政省には四名もあるがどうか、こういうお話であります。これは御存じの通りに郵政關係は貯金事業と、この簡易保險事業といふものは、これは他の郵務事業と大分趣きを異にしておるものであります。故に、特に新しく設けられる監察局と併せまして四名の理事を置くことにしたのであります。

次に、研究所の問題につきましては、電氣通信省の電氣通信研究所というものが電波關係の研究をするのかどうか、その研究も併せて行なつて行かなければならぬのではないかと、こういうお話は尤もなことでありまして、私はまだ就任後日が浅いのであります。が、恐らくはこの通信研究所においても電波の研究をしておるものと確信しております。電波の問題は申上げるまでもなく、今日文明の尖端を走るものであります。電氣通信と雖も、その研究を疎かにしては電氣通信の全きを期することができない、この意味から電氣通信研究所は、御説の通り電波の問題も取扱つて行くべきものである、かように思つております。更に地方電氣通信管理所の問題につきましては御質疑がありましたが、これは他の政府委員をして答弁いたさせることにいたします。

す。これを内局の部局に入れました理由は、とかく研究というものが實際の仕事と遊離しがちな傾向があること、別には技術者の責任であるとか、或いは事務方面の、實際方面の連絡が悪いということ、機構的に研究機關というものが、どうしてもそういうふうになりがちなのでございます。ところが我がの仕事のごとく、殊に電氣通信の仕事のごとく、技術の進歩というものが直ちに事業面に反映しなければならぬ仕事におきましては、やはり電氣通信という一つの仕事の枠の中に事業の面と研究の面とが密接不可分の關係になれば、事業の發達というものを處する上において、非常に不便ではないかというものが、今度國營研究所を設置した主たる理由でございます。尙電波の關係の研究も勿論今大臣の申されたごときいたすのでございまして、電波の研究もここに委託してやることになつておるのでございます。

○國務大臣(陸奥侯爵) 理事を四名にしたということにつきましては、單に電氣通信省との振合ひによつて特に理事という名前を設けたということではないのであります。理事という特別に重い職責に任ずる者を以て統轄して行くことの方が、郵政省の事業を監督運営して行く上に適當である。かような観点から理事四名としたわけでありまして、更に、研究所を外局にした方がよくはないかというお話であります。現在の研究所の状態では外局にする必要がなく、外局にせずとも十分にその目的を達して行かれる、かように思つております。それから、國解の通りにその所屬を決めたわけでありまして、

○政府委員(山下三郎君) 只今御質問がございました地方機構の問題でございます。地方に局、部、管理所というものを置くのかどうかというような御質問であります。現在地方には工務局というものが約八十数ヶ所にございまして、これを大体の對象にいたしまして、電氣通信部というものを考えまして、ただ数が相当多くなりまして、この数を減らしまして、そうしてその一部はいわゆる管理所ということにいたします。電氣通信の事業は、實を申しますと末端の方と直接結び付きます。非常に多いのでございます。ですからどうして

○小林勝馬君 只今大臣の御答弁は、ちよつと私の質問が悪かつたのかも知

○政府委員(鈴木一君) ちよつと小林委員の御質問に大臣の御説明に補足いたしますが、実は研究所は從來御承知のように、電氣試験所という一つの

も地方の方に直ちに需要者の声に應じ、一般の利便のために手が届くようにしなければならぬ、この面からい

午前中に引き続き連合委員会を開会いたし

きないという現況から申し上げますと、これは単に赤字を数字の上でのみ決済

から局長ということになつて、これはどうも能率増進には逆行して行く形の

部面に対しまして、総務長官の下において仕事を助ける人をここに選んだわ

たしまして電氣通信の形態は共同委員会の第一報告にもございますように、

○小林勝馬君 午前中に引続きまして、大臣にもう一点伺ひして置きたいの

うことは現状に即さないもので、況んや今日國民大衆の生活の苦しみを見る

間を以て一應伺つたのでありますが、私は大臣のこの点に關する御意見を伺

いたのでありますが、どうも地方通信局と、地方通信部のこの二つのうち

にずつと網を張りまして地方の方に業の上に管理所を置いて現業を十分に

○下條義兵君 私は昨日政府委員の方

に二、三の点をお尋ねしまして大分は

中各委員からの質問で大体了解つた

員から質問のありました点は、政府委員から答弁した方がはつきりすると思

それを電氣通信局に持つて参りまして、そうして本省に渡すといつた工合

○國務大臣(降旗徳彌君) 只今のところでは郵便料、通信料金を値上げする

という考えは持つておりません。申上げるまでもなく、この通信事業は深く

○政府委員(鈴木一君) お答えいたします。正に只今下條委員から申され

ましたように、大臣、次官、総務長官

府縣内の数郡を一網にしまして、管理所を置く、こういつたような機構を

○委員(河井彌八君) 如何ですか、正午も過ぎましたから、これで休憩し

たいと思ひますが……

○委員(河井彌八君) それはこちらでお決めた上です。先ず連合委員会をいたします。では一時

午後一時四十分休憩

午後一時四十分休憩

午後一時四十分休憩

午後一時四十分休憩

午後一時四十分休憩

午後一時四十分休憩

○委員長代理(中川幸平君) それでは

「内閣委員会理事中川幸平君委員長席に着く」

「内閣委員会理事中川幸平君委員長席に着く」

「内閣委員会理事中川幸平君委員長席に着く」

「内閣委員会理事中川幸平君委員長席に着く」

尙地方の通信部或いは通信局いづれかが多いのではないかというお話でございますが、これは先程午前中にございますが、これは電気通信監からも御答弁申上げましたが、今度の機構は御案内のように、一つの仕事に対して責任体制をはっきりして行く。従来のような機構の下におきましては、或る一つの問題が末端に起りまして、それがその上の部局に對しまして果してどこに責任の所在があるのかはつきりいたさないののでありまして、本省から末端の仕事に至るまで一貫した一つの責任の体系がここにでき上るわけでございます。その際に或いは通信局と通信部というふうなもの、ここにダブるようにも考えられるのでございますが、今日の私共が仕事をしております實際の面から申しましても、殊に施設の面におきましては、電信局、或いは電話局といった面の上に一つの工事務局の出張所としての面があるのでございます。而もその上に工事務局というものがあつて、通信局上にあるものが実情でございます。そして、その工事務局は大体府縣を單位といたしております。現在は府縣より少

現在の規模或いは業務はとにかくとしまして、將來民間の企業なんかでできない電氣通信の發達に寄與するような研究も十分やつて行くべきだと考えますので、これはこの圖表で行きますと理事が総務長官、法律案に基きますと総務長官に直屬するというふうに書いてありますので、私は少くとも業務部門と施設部門に理事を置いて統轄せしめるといふのでありますから、この研究所の方でも理事を置くということに拔つて行くのではないと、十分の能率を發揮できないのではないかというふうに考えるのでありますが、この点に対する御意見を承わりたいと思います。

○國務大臣(降旗徳彌君) 只今の御質問については、研究所を重視せよというお説については私も全く同感であります。今までの研究所の様子を先般私は聞いたことがあるのでありますが、學問的にはなか／＼高等な研究或いは調査をしておかつたようでありますけれども、併しながら何と申しまして、この電氣通信の事業というものは土合がしつかりして來なかつたならば本當に發達ができるものでない。そこで研究所は學問の研究をする外に更に現實の仕事の問題を研究する必要があるのだ、如何に今使われておるところの機械設備を良くするかということについての現實的な研究をする必要があるのだ、こういうことを聞いたのであります。私はそれは尤もだと思ひます。今の電氣通信の事業を發達せしめるためには、これは一つのダイヤルを作るにいたしましたでも、一つの受話器を作るにいたしましたでも、その能率とその何と申しますか、耐久性というものを忘れては本當の通信事業の發達を庶幾す

することはできないのでありまして、私が研究所長から先般承わつたところによりますと、研究所はひたすらその方面に向つて大きな功績を上げようと努力しておる、こういう話であつたのであります。これらのことは民間の事業の中においても当然すべきことであるでありましょうけれども、なか／＼容易でないといいたしましたならば、例えば理事を置かないにいたしましても、私共はこの研究所の内容を充実して実務に適したところの仕事をして行く必要があると思つておるのであります。従つて私共の考えは、研究所長というものは理事と同格にして行く考えでありますから、その点を御了承願つて置きたいと思ひます。

○城義臣君　今回の通信省の機構改革は非常に画期的な問題でありまして、今朝来概括的な極めて適切な質問があり、これに対して大臣初め政府委員の方々から懇切な御答弁があつたのでありますが、私は先程來政府委員の方の御答弁のお言葉の中に、末端が極めて大切である、そうして國民大衆需用者によく満足して貰うためという目的の説明がありました。そういう論点から立ちまして、この機構の面から言いますと末端ではありますが、郵便局の問題などについて大臣の御答弁を一つお願いしたいと思うのは、今戦災地の郵便局は非常に復興状態が悪くて、一般大衆の常識的な見方からいたしますと、どうしてこんなに復興しないのだらうかという疑問が絶えずあるのであります。それともう一つは、この住居地域の住宅がなか／＼復興しないいうために、相当人口が大都市の周辺に移動したということのために、地域的に相

當局が設けられれば、従つて新たに郵便局が設けられればというやうな國民の聲はしばしば聞くのでありますが、それを阻害しておるのは何かと云うと、結局昔のやうな請負制度と申しますか、ああいう形のものであれば簡単に行くものが、今日のやうな機構ではないか、許可がない。然らば政府の考えておるやうな、計画は立派でありますが、それを裏付けるところの予算的措置が伴わないということのために、多くの許可申請が出ておるが、実際にそれが実現するのは極めて少いというやうなことで、國民大衆の文化的な、社会的な、經濟的な日常生活というものは非常な今日迷惑を受けておるのであります。これに對しましては、こゝういふ機構改革の際に十分政府の眞意を伺いたいと思ひますのは、予算がなければ、言換えれば予算的措置が十分講ぜられないならば、しようがないと諦められないで、何故もつとそこに政治的活眼を開いて、民間資本を動員すると言ひますが、民間の力をこれに導入するといふやうな形を取つて、曾てあつたやうな請負制度というものにすれば、局舎の問題にいたしましたも、その他人員の問題にいたしましたも、十分國民に窓口を多く拡げて、サービスするといふやうな線に合致する方策が何らか実現し得るのではないだらうか。こゝういふやうに考えるのであります。どうぞそゝういふ私の個人的意見でなしに、それは國民大衆の持つておる氣持であり、又今日いわれる官僚統制という無用な非難を蒙むところの、そゝういふやうな國民に所を得しめないといふ政治の貧困から來ていふ一つの結果である。そゝういふやうに考えるのであります。

そこでお伺いしたいのは、一体末端の郵便局なるものが、一体どういうふうな今復興をしておるかというふうなところ、或いはそれに対してどういう予算的措置が講ぜられていたかというところ、並びにその政治的な意味での、根本的な民間の資本を動員するというふうな考え方、請負制度というふうなもの、もつと活用するという考えがあるかないか。或いはそれに対して別な角度からこういふふうにして、十二分に復興を急がしたいというふうな具体策でもあれば、この際伺つて置きたい。どうぞその点御回答頂きたいと思ひます。

○國務大臣(降旗徳彌君) 只今の御説十分傾聴すべき点があると思ひます。詳細のことは事務的のことも多いのでありますから、郵務局長から答弁をさせますから御了承願ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) それではお答え申し上げます。只今のお話は誠に御尤もなお話してございまして、通信当局といたしまして、第一線の通信機関、又これを如何に能率的に運営するかというところに最も重大な関心を拂つておる次第でございまして、戦災によりまして相当多数の通信機関が焼失いたしましたのでございまして、これらのものに対しては、その関係地域の住宅その他の復興の度合と脱み合せまして、逐次復旧するように努めております。又民間資本の活用というお話がございまして、実は一昨年あたりから、いわゆる一番小さい郵便局の特定郵便局なるものにつきまして、いろいろ新しい時代に即しない点もございまして、逐次幾多の改善をして参つてはおりますけれども、併しなが

ら私共といたしましては小規模な郵便局に對しましては、それに適應したような、できるだけ合理的な、経済的な能率的な運営形態というものを考へて行きたいと存じておる次第でございまして、ただ併しながら新しい時代に即應いたしました、或いは従業員の勤務条件でございまして、或いは処遇であるとか、そういう点について特に合理的な点はこれを排除して参らなければなりませんので、着々さような点は改善をいたしておるのでございまして、例えば物的設備の面、即ち局舎でございまして、或いは郵便局の運営に使用しますような物的な備品類、そういうものにつきまして、御指摘のように、従来いわゆる請負的な経営形態の場合におきまして、特定局長がいわゆる提供義務を持つて政府に提供したておりましたのに代へまして、これを國において借り入れるという形態において、民間資本をできるだけ活用するように考へておる次第でございまして、従いまして、只今までは特定郵便局長の一方的な義務として提供いたしましたものを、今日におきましては賃貸借契約によつて國が借入れます。従いまして今後勿論多数の特定郵便局が逐年増設されて行かなければならぬと思ひますが、さような場合におきまして、できるだけ勿論民間の建物、そういうものを利用することは私共といたしまして、もとより考へておる次第でございまして、併しなから又民間の建物は供給できないような場合には、併しそこに通信機関を置かなければならぬというふうな場合には、國の経費で建てることも、こ

れ又併せて考へることは必要であらうかと考へておる次第でございまして。かような次第でございまして、できるだけ経済的に、而も一般の利用者の方の御便宜になるように今後諸般の情勢を考慮いたしまして、窓口機関の増置を考へて参りたいと思つております。

○委員(河井彌八君) ちよつと申し上げます。只今通信大臣は衆議院の委員の席を外されましたが、必要がありますれば又向うが済みますれば来て呉れる筈で、又特に必要があれば呼びにやうに申合せて置きました。それをお含み置き下されまして……。

○城島臣君 重ねてお伺いいたしますが、只今懇切な御説明でございまして、私のお伺いした窓口を國民大衆に開放する。こういう抽象的な言ひ方でありまして、これをもつと具体的に言ひますと、もつと施設をどう政府で勧奨する。むしろそういう形を具体的にどうお取りになるか。今の御答弁では逐次幾多の改善をするとか、能率的な経済的運営をどうとか、誠に話分るのであります。それは余り抽象論でありまして、私のお尋ねしたいのは、現実の問題としてはなか／＼新設の困難な実情にあるから、その原因は何かというところ、今言う予算がないからだという一事に盡きておるようでありまして、人の問題であれば或いは朝鮮であるとか、或いは満洲というふうな所から、実際の郵便局の業務について詳しい方が多数お帰りになつておる。そうして自分の生涯の大部分というものを、そういうことに捧げて来て、他のことは知らない。せめてそういう戦災地に許可になるならば、自分

のこの應援を得て郵便局の業務に後半生を捧げたいという熱意がありまして、現在の機構では許可にならない、これが実情であります。こういう点私の言外の意味をよくお取り下さつて、今日の機構上から来る隘路が、如何に國民の声と相反するものであるかという点をお含み頂いて、もう少し具体的な御説明が頂ければ幸いだと思ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) 只今数字を申落しまして失礼いたしました。大体窓口機関の増置は、終戦後は凡そ一年間に五十から百局ぐらゐを増置いたしておたのであります。勿論戦前におきましては、一年間にそれ以上に百五十、二百といつたような増置をいたしましたこともございまして、只今お話の通り現下の通信財政の非常な経営難の状況のために、十分な経費をその面に割くことが困難なものでございまして、私共といたしましては、できるだけ予算によつて整備した人間を合理的に使うことにはいたしまして、そうして新規に増設する人間を生み出して、そうしてそれによつて新しい局を増設しておる次第でございまして。勿論今後御趣旨のようによつて、できるだけさうな意味におきまして、全体の予算の中から經常的な業務の運営に要する人間を、できるだけ合理的に使うようにして、そうして新しく拡張して行く人間を生み出して行く。それによつて只今の未集配郵便局増置というふうなものを、できるだけ國民の方々の御希望に副うように数多く増置して行くように努力いたしたいと思ひます。

○城島臣君 私はいわゆる専門家でないので、極めて一般論として申し上げた

のであります。従つて私のお尋ねしている要点は、多少御答弁が核心を離れているように私には受取れます。私はこれにつきまして、重ねて自分も十二分にその辺の実情を勉強した上で、実際に生きた政治を行うという方向に私は努力いたしたいと思ひます。今日の質問はこれで打ち切りたいと思ひます。

○千葉信君 大体一般的質問は終了したようでございますから、今後は逐條審議に入ることになります。本日、今日の日程はこれで打ち切りたいと思ひますが、如何でございましょうか、提案いたします。

○委員(河井彌八君) 如何でしょうか。

○中川幸平君 大体済んだわけでございます。連合委員会だけ打ち切ることには御相談願つたらどうですか。

○小林勝馬君 連合委員会を打ち切つたならば連合委員会は発言の機会がないです。ですからこれは採決だけを別に離すだけで、それ以外はちよつと打ち切られては困るのです……。

○中川幸平君 それは應援して下されば結構でございます。

○小林勝馬君 それは大臣に対する質問を打ち切るなら打ち切つて逐條審議に入られることは結構でございますが、本日は朝からやつておることでございますから、これくらいで本日は打ち切られた方が適當じやないかと思ひます。

「賛成」と呼ぶ者あり」

○委員(河井彌八君) それでは今日はこの程度に止めて置まして、明日十時から引続きまして両案の連合委員会を開きます。御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長（河井彌八君） それでは散会
いたします。

午後二時二十五分散会

出席者は左の通り。

内閣委員

委員長

理事

河井 彌八君

カニエ 邦彦君

中川 幸平君

藤森 眞治君

委員

松本治一郎君

城 義臣君

岩本 月洲君

堀 眞琴君

三好 始君

通信委員

委員長

理事

委員

大島 定吉君

小林 勝馬君

下條 恭兵君

西川甚五郎君

深水 六郎君

新谷寅三郎君

千葉 信君

國務大臣

通信大臣

降旗 徳彌君

政府委員

通信政務次官

鈴木 直人君

通信次官

鈴木 恭一君

（電氣通信監）
通信事務官

山下知二郎君

（電氣通信監）
通信事務官

小笠原光壽君

（郵務局長）
通信事務官

小笠原光壽君

第二十五部

内閣・通信連合委員会會議錄第二号 昭和二十三年十二月二十五日【参議院】

昭和二十三年十二月十四日印刷

昭和二十三年十二月十五日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局